

「東京都排水設備工事責任技術者」新規登録申請のご案内

登録するための要件

責任技術者として登録するためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

① 排水設備工事責任技術資格者であること

- 東京都下水道局が実施する「排水設備工事責任技術者資格認定共通試験」に合格した者又は更新講習を修了した者で、登録申請する時点で資格が有効期間内であること。
- 資格の有効期間は、試験に合格した翌年の4月1日から5年間です。引き続き資格の認定を受ける場合は、更新講習を受講する必要があります。更新講習を修了すると、資格が5年間延長されます。

② 申請者が以下のいずれにも該当していないこと

- (1) 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 条例の規定による届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行した者で、当該事実のあったときから2年を経過しない者
- (4) 条例の規定により登録を取り消されてから2年を経過しない者

手続きの流れ

① 申請書類を請求する

下記の業務受託者に、電話で登録申請書類をご請求ください。

〔東京都下水道局 業務受託者〕
東京都下水道サービス株式会社
東京都下水道局責任技術者受付担当
電話番号 03(3241)0818 (直通)
受付時間 9時から16時まで(土日祝日を除く)

② 必要書類を用意する

お手元に申請書類が届きましたら、同封されている案内に従って、必要書類等をご用意ください。

新規登録には、手数料3,100円(非課税)が必要です。指定の振込依頼書をお送りしますので、郵便局でお振り込みください。

※適格請求書について

手数料等のお支払いに係る適格請求書等については、本案内と下表に記載の領収書等支払明細帳票の組み合わせにより代えさせていただきますので、大切に保管してください。

適格請求書発行事業者名称		東京都下水道局下水道事業会計
登録番号		T3800020000722
領収書等支払明細帳票	郵便局窓口での支払	振替払込請求書兼受領証
	ATMでの支払	ご利用明細票

③ 申請書類を郵送する

業務受託者に申請書類を郵送してください。詳細は、同封されている案内をご確認ください。

④ 排水設備工事責任技術者証が発行される

書類審査後、排水設備工事責任技術者証を郵送でお届けします。